

研究通信

No. 60

1968・2刊
村落社会研究会
事務局
東京教育大学
文学部
社会学研究室内

研究会記事

については、一応、前年度のテーマ「村落構造の変化に対する推進力」を継続するとしても、その継続の意味、内容を検討する必要のあることが昨年一月二日に開かれた運営・編集合同委員会において確認されました。事務局ではこの趣旨にもとづいて、別記のような本年度大会の「共通課題の展開をめぐって」の研究会を開催しました。その際、あらためて本年度の共通課題について会員から御意見を求めて、その上で委員会で最終的に決定する手順をとることとなりました。事務局では、三月中にテーマを決定して、なるべく早い時期に報告者を決める運びにしたいと思います。つきましては、御多用のことと存じますが、二月末日までに本年度大会の「共通課題」について葉書でも結構ですから、是非御意見をお寄せ下さるようお願ひいたします。なお、皆さんから御意見をお寄せいただくについて参考までに研究会の大要を掲載します。報告要旨およびこれに関連した共通課題への御意見を参考の上、必ずしも現時点の問題だけに限らず課題の取扱い方について多くの会員から御投稿を期待します。

大学問題で多忙のなかを島崎稔氏に昨年大会の共通課題「村落構造の変化に対する推進力」に関連して本年度大会の「共通課題の展開をめぐって」の報告をしてもらい、その後にこの島崎報告の内容をめぐって討議を行いました。事務局では、本年度の大会について積極的な御意見を会員の皆さんから出していただきたが、島崎報告、および当日参加された方々から共通課題や島崎報告に対する感想を掲載することにしました。ただその際島崎報告の全文を掲載することはスペースの関係から不可能であり、報告者からあらためて要点を記述してもらうことも考えたのですが時間的に余裕もなく、報告者の同意をえて、録音テープの内容を文章化し、事務局の方で研究会の主題を中心に要約して掲載することにしました。したがって報告者の意図を必ずしも正確に伝え得なかつた点もあるかと思います。そのため当日発言された方、その他に寄稿をお願いしました。録音テープの文章化には民秋会員の手を煩わしました。

「村落構造の変化に対する推進力

としての「農民運動」(島崎稔報告要旨)

いします。なお、皆さんから御意見をお寄せいただくなつて参考までに研究会の大要を掲載します。報告要旨およびこれに關連した共通課題への御意見を参考の上、必ずしも現時点の問題だけに限らず課題の取扱い方について多くの会員から御投稿を期待します。

昨年の村研大会の共通課題「村落構造の変化に対する推進力」の

「推進力」とは何か、という問題があるが、ここでは「推進力」として「農民組合」「農民運動」を前提として、農民組合の現状述べ、そこに潜んでいる問題について指摘してみたい。昨年の大会では「推進力」を農政の側の立場から、生産力の政策的展開に基本的な「力」を認めてきたように思う。従ってそこでは当然生産力的な意義として考え、そこに蓄積する矛盾を運動の側なり農民の主体的な側から、どのように村落構造、農村の社会構造の展開の要素となっているかという問題について報告してみたい。

一、農民層分解と農民の組織化

農民層分解を全面的に取上げることは大変なので、昭和三五、四〇年のセンサスの結果から最近の動向を概観すると、まず分解基軸の上昇する中で、広範な貧農半プロ化の進行が指摘される。つまり、七一〇反を境として農民の階級的な性格の変化が確認され、七一〇、一〇一〇、二〇反層の第一種不安定兼業の増大と、五反以下の不安定第二種兼業の停滞がみられる。こうした動態は農民組織上にどう反映するのか、また反映しなければならないのかが問題となる。この点は村研大会における福武先生から出された「現在、農民組合において、どういう農民を対象として運動方針が組まれるのか。またどういう農民が再組織されるのか」という質問にも関連するのであって、分解の現状の中から慎重に検討されねばならないと思う。具体的には、全日農、農村労連のそれぞれの基盤との関係をそういう分解の中で把握しなければならない。昭和三〇年以降の中で、農民の運動組織、抵抗組織それ自体の階級的転化が促進されてきて、

そこに組織形態、組織問題として重要な未解決な問題が提起される。

二、農民闘争の現状と農民組合

農民闘争の現状、現状は農民組合の歴史的沈滞の状態である。そうした状態の中できこ一年間の闘争件数、要求内容からみた現在の農民運動の特徴は、要求の多様性、多面化として注目される。そうしたなかでとりわけ米価闘争の比重と役割は重要な意味をもつてゐる。と同時にこうした多様性のなかに貢く運動の法則性の抽出はまだ困難であるが、現在の農業危機に対する運動の法則的なものが抽出されなければならないと思う。また、この要求の多様性、多面化がたゞ闘争の地域的分散性から抜け出せない欠点にもなっている。そういう要求と闘争の規模と関連させてみると、全国的課題として取組まれているのが米価しかないといえる。

農民組合の組織状況（戦後農民組合の分裂と統一の過程そのものについては省略し、前述の農民闘争の現状の中で組織の問題をみる）昨年全日農結成十周年の大会に出された運動方針案の中で、その基本の方針は、十年前の結成当時の方針を再確認している。即ち、この新しい状勢に対応する運動の転換がなされなかつたため、農民組合の組織は弱まつた。

(1)数世紀にわたって農民を収奪支配した地主制度は農地改革によつて崩壊し、農村の階級関係が変り、農民の階層分化が進むにつれてこの新しい状勢に対応する運動の転換がなされなかつたため、農民組合の組織は弱まつた。

(2)政党支配による組合の分裂はこれに拍車をかける結果となつた。

今こそ過去の誤りを反省し、新たな状勢に対処し農民運動を再建し

なければならない。その大分裂を克服し、しなければならない。この二点が再確認の内容であって、分裂の過程・過去の統一運動をみていく場合に大きな原則であり教訓である。

農民組織の現状のうち、全日農の外に、全国農民総連盟、全国農民同盟、全国開拓者連盟などもあるが、当面の問題としては、「ただ一つの階級的農民組合」と称する全日農をとりあげ、その組織状況に注目してみたい。その基本方針は、

(1) 基本法農政との対決。具体的には農構改に対する闘いであり、当初は農構改の政策転換の闘いとして出された。これは労働者との共闘の上で進めていくわけだが、各県労農会議が闘いの基本組織となる。総評の地域組織と全日農の下部機関の共闘会議の下で政策転換闘争という形で打ち出された。これは公式的な云い方をすれば「修正主義」的な臭いもするが、政策転換闘争として出されたものと、全日農の農民に対する階級規定とは非常に密接な関係をもつていて、単に偶然に構造改革的な方針がたてられたのではない。全日農の農民規定は「全勤労農民」であり、それが独占資本と対決するという形で闘いが組まれていくのである。その際に、基本法農政が農業構造改善事業という形で具体化され、その中で農民層の分解が今までと違った状況で一層激しさを増してくるという現実の進展と、運動の規定、すなわち全勤労農民という形で運動が組めるのかという問題——主要勢力の規定の明確化が当然必要になってくる。

(2) この点は三七年以降の毎年の大会で問題となってきた。三八年の第六回大会ではこの運動主要勢力の規定を、広範な專業家層（第一

種兼業農家層という形）と定めたのであるが、それが今では、貧農という形で具体化している。その際、「貧農」という言葉は慎重に避けている。四〇年の第七回大会では農民層内部の関係について激しい討論が行われた。全勤労農民という規定の間違い、不充分さが追求された。質労働兼業農民をめぐっての討議が主要な討議となり、更にその中で兼業出稼農民の闘いが重要ではないかとの討議がなされた。そして運動方針案としては、農民運動の創造的転換が必要であるとまとめている。この農民運動の創造的転換と、一方での広範な半プロ化がそれ以降の運動上の大きな問題点となつた。その後第八、九回大会にひき続き農民組合の組織問題が討議され、その結果として出された集約点は零細な農民の農民的要求として、出稼農民や半プロ農民を統一してこれから闘うに取組むということである。これまで動搖してきた全日農も、第九回大会でこの零細な農民のいわば農民的要求（労働者の要求ではない）として統一して闘う、として組織問題を一応解消している。農民組合と農村労組とは両輪という言い方をしているが、現時点では分裂的、対抗的関係は止揚されている。

「その他との闘いの発展水準の落差をなくすことである」といつてゐる。しかし組織状況をみると、全日農の本部が自ら指摘している様に、開店休業の連合会がかなり多いという点、県連が県連として機能するにはどうしても一、〇〇〇名を最低必要条件としているが、それに達するのはまだ数える程しかない。ごく最近の動向では、西日本の展開と東日本の停滞は、特に注目される点であり、東日本の停滞がとくに問題であり、その原因の究明として、米価闘争に対する根本的な再検討が迫られていると思われる。西日本の展開は、分解過程の農民の諸要求を組織することがかなり地道に行われた結果でもあるが、同時に西日本でも米価闘争がやれるんだという確認がなされている（但しこの場合「米価」そのものの意味づけをかなり慎重に考えなければならない）。

全日農運動の問題点

(1) 米価闘争と自家労賃の要求、基本法農政のうたう農工間の所得均衡を運動の中でどのように進めてゆくかが問題。(1)所得均衡の基礎として米価要求を積上げてゆくわけであるが、その場合大部分を占めるのは自家労働の評価であり、その都市近郊労賃による評価替えである。つまり組織労働者並の賃金要求（三〇人規模から一〇〇人規模へ上昇）となる。(2)「雇農」にも同一賃金の払える米価を要求する。つまり勤労農民としての一一律の労働報酬を獲得する闘いとして価格闘争を組んでゆく。(3)労働者の最低賃金制闘争にも共闘を組む。(4)米価を中心とした消費者との共闘、すなわち食管制度を守る組織にも発展する。以上の諸点があげられている。これらは、一応

納得できるが、それにはなお問題点が残されている。

つまり、農民の要求が自家労働としての労賃という形で要求が解消しうるものであるかどうか。その点を理論的な基礎においていかどうか。農民としての要求と、労働報酬として出してゆくという関係が明確ではない。それに農民の規定そのものに原因があるようと思う。勤労農民を一律にとらえる規定そのものに問題があり、そこからどうしても労賃要求、労働者要求という形でしか組めない様な点が出てくるのではないかと思われる。それが現実的に深刻な問題となるのは、生産性上昇との矛盾を拡大していることである。自家労働時間の減少傾向の状況では、組織労働者並の労賃との矛盾が生ずる（ここに規定的な問題が運動としてぶつかってくる）。ここに基底的な問題に躊躇するのであり、それはむしろ「土地問題」と労賃の要求との関連として把えられなければならない。価格闘争の基礎に「土地問題」という一定の方針が出てこなければ、運動としては本格化しない。

(2) 農村労組の組織化と全日農との関係 両者は「両輪」ということで現実には対立する関係ではないが、もう少しつぶ込んで考えてみなければならない。全日農は「分解の現局面の中での農民運動の創造的転換の必要性」、「米価闘争では従来の農民運動では包括できない農民の増加傾向にある」と指摘している。こうした現状認識に立って四〇、四一年の運動方針をめぐっての討議が激しく行われた。現実にも農村労組の組織化と発展とがみられるわけであり、それと

つぎに全日農の組織対象と農村労組の組織対象との関係、および農村労組の要求について検討してみよう。農村労組は、結成当時「仕事と賃金・社会保障、及び土地」の三つをスローガンとしてかかげていたが、最近では「土地」を除いている。「土地」を除いたのは農村労組は労働組合としての性格を強めたためである。はじめはこの点があいまいで、農民組合との間に摩擦があったが、労組そのものと考へると労賃要求が中心となる。農業労賃引上げはたちまち部落の中で敵を作り、農業労賃をめぐる貧中農との矛盾が生れた。即ち中貧農はむしろ雇用超過になる。部落内又は近辺で雇用調達するということになれば、そこには労賃をめぐる利害対立が生れる。そのためたちまち鬭されるというケースが非常に多かった。農業労賃を要求するだけでは駄目だということが、実践の中から生れてきた。そこで、農村のあらゆる未組織の仲間を組織するという組織対象が拡ってきた。

農村労組と全日農との関係は、ある時には政党対立という形にもなり、また運動方針の上でも全日農が動搖を続けていた。しかし現状では運動方針の矛盾点に関しては一応解決されている。即ち、前述の如く如く零細農民に対してもそれのもつてゐる農民的要挙として全日農の組織対象とするということである。

(3) 戰争の本格化。組織上の問題点が現時点の戦争の本格化の中どいう形で考えられなければならないか。その第一点は、食管制度を守る組織の役割としての課題がある。同時に米価鬭争が今までの形とはかなり大きな様相の変化を示すであろうと思われる。更に、

もとも根本問題は、新構造政策への農村労組、農民組合の対応や、農地法改悪への対応など、その基底的な土地問題への運動がともかく迫られている点である。又農地法改悪から離農政策との対決が生れる。そして又社会保障への要求という、年金問題などからもそういう組み合せの中で鬭争の本格化を期待したい。

三、農民の組織化と村落社会

三〇年以前の段階における農地改革後の土地所有の性格を基礎にした村落社会の問題は大会で述べたが、ここで現在の問題を一つ指摘するならば、「部落」をどう考えるべきか。つまり「運動との関連において部落のもつ役割」をどう考えるべきかということである。村落社会の研究者からしばしば出される「部落の空洞化」はまさしく観念論である。部落のもつてゐる役割、また運動の立場でそれらをどう再認識すべきかが問題となる。全日農では「部落」を高く評価している。即ち、部落を基礎とした運動の展開がいろいろな箇所で指摘されているが、その部落をどう評価していくのか、ということになると運動方針の中からははつきり出てこない。そこでは、「活動家集団」（行政村に散在している活動家の集団）から「組織集団」（「単なる活動家集団になってしまってはならない」という場合に農民組合の組織は部落であること」を確認）への発展の過程で、生産点を中心として部落の力關係を農民の要求実現に有利な方向に転換させるという抽象的な表現がみられる。しかしこうした部落の位置の現実的把握は非常にむづかしい。

更に部落を基礎とした組合とは何か、という問題に対しても具体的な説明がでてくるはずであるが、「部落を基礎とした組合とは組合費が集り、それによって恒常に維持運営される大衆的組織」と解釈する。また「組織の根」という言い方もしている。運動上の部落の再評価がいろんな文章の中に発見されるが、まだ抽象的であって、われわれ研究者の立場からそれらをうめていかねばならないと思う。

例えば運動方針をみると、米価闘争などの運動においては質的向上を見るのであるが、その質的向上にもかかわらず組織が定着しない理由についての確信がない。この組織の定着しないことと、部落の再評価をどう結びつけて考えていかなければならないかが問題である。

吉川町の場合、三つの部落のうち、運動の拠点部落の問題を考えるとき、一番問題になる点は、具体的な要求として実現する問題、しかも難しさの点からいと「部落費の割替え」が運動を主体的に

一体やれるかどうかが、そこではかなり問題となつた。この部落費

んな意味の税外負担、本来自治体が負担すべきものの部落の農民負担は、決して減ることはないだろう。そうした闘争の場として、部落は、便宜的な意味でも、理論的な意味でも、ここで再評価していく必要があると思う。

最後に農村労組の運動方針の中での「民主化の闘い」について触れてみたい。この運動方針では「同じ人間としての民主的権利を要求し、税金や寄附の強制取立て、部落費の不合理な割当て、部落有財産の非民主的な管理、部落有林や耕地組合の農道堰堤の義務人夫制、富農のための共同田植などに反対する闘いは、すでに組合の作られているところでは始っている」のであって、こうした日常的な民主的 requirement が具体的に取組まれる中で、全国的な課題も取り上げ得ると思う。その際、全国的課題と部落における日常的課題とを組織上にどう結びつけてゆくかが、論点として残る問題である。

黒崎 八洲次良

私が録音で聞いたところ、島崎氏の所論では、日本の農家が渠計をその農業所得だけで充足できるようにならなければならない、すべきである、ということになるようには思われる。農家のなかにはそのように考えて、経営を行なうものもあり、そうでない家もある。前者のような考えは昭和三〇～三五年頃から、農家の一部に支持されはじめたようである。このような考えが一部の農家に支持されたのか。そのような考えは自明のものであるとも、自然発生的なものであるとも思えない。

益々強まってくる。中央行財政の危くなつくる状況の中で、いろ

部落を構成する農家のすべてが右のような農業自立の考え方をもつてゐるわけがないのに、農政や企業の働きかけに応じたり、逆に、働きかけたりするときに、やはり、「部落」の名において、全戸または多数の家を部落を単位とし、一応、自立経営を前提とする協業体として組織しなければならないところに、部落と農家の大きな問題がある。「部落の空洞化」が事実であるかどうか十分確かめたことはないが、農家の興心を部落一本にまとめるとは相當にむずかしいのが、今日の状況ではある。相当数のものが離村して昭和二五年当時の三分の一戸数となつた殆んどが專業農家からなる今日のルスツ村の諸部落においてすら、その様に感じられる。

川 本 彰

一、村落構造解体の推進力として農業の企業的発展をめざす自立經營を高く評価したいと私は思う。

二、村落構造解体の阻止力として、過去の農業技術下での米作への執着が大きな意味をもつかと思う。米価闘争は、その米作執着をより強固にするものとはならないか。

三、村落構造解体の一表現として、農民層内部での各種利害対立があり、その対立の中に農民的土地所有の矛盾が強く現れていると思う。島崎氏の言う様な農民運動の方向は、農民的土地所有を維持する結果となり、そうするならば逆に考えていくつ村落構造解体を阻止する力として作用するのではないかと考えられるがどうか。

「改革の推進力」ということになれば、なんといつても、生産力視点と生産関係的視点のいずれをより重要視するかということになるかと思うが、私としては、これらと合せて、今日の部落が果していいる社会的、経済的、政治的、イデオロギー的役割を、実態分析をふまえて再検討する機会がもてればと希望する。

安 原 茂

一、本年度の共通課題は昨年と同一趣旨でやりたい。昨年の共同討議は、いくつかの点で活潑な論議も行われたが、全体としては共通課題によって明らかとされるべき推進力ないし阻止力の諸モメント、或いは検討すべき論点が十分明らかにされなかつた。その意味で折角とりあげたテーマですから、今年度も継続し、何らかの成果をあげたい。

二、その場合、昨年の共通課題報告は、島崎氏の報告を除き、事例報告の形で課題に接近するものであったが、今年度は或程度何らかの焦点をきめ、その問題につき諸事例を土台としながら、或程度理論的枠組を提示する仕方で報告を求めるにしたらどうか。三、そのような論点として次のようなものがさし当たり考えられるとと思う。(1)昨年、島崎氏報告で提示された「行政」の問題——構造改善などを含めて(農村行政も含め)。(2)農民組織、農民運動——この点も島崎氏の研究会報告をさらに具体的に展開する必要を感じる。(3)農村指導者層の性格の問題(諸役職者層の性格)。

『村落社会調査研究叢書』について

近況

内藤さん 兩

「研究通信」第五九号でおしらせしましたように、少なくとも三冊の調査報告を刊行することができますので、自薦他薦を問わず申込んで下さい。

只今のところ、ひとつ刊行の申込がありましたが、さらに多くの候補著作が出てくることを期待しております。なるべく早く申出て下さいますようお願いいたします。前号で記しましたように、三冊の刊行で基金がなくなりてしまうようなことがあります。したがって遠慮なく応募していただきたいと存じます。

なお、今後の予定も考えておきたいと存じますので、現在原稿はなくとも、申込みたいと思う方は、予定の原稿題目、出来上り期日をお知らせ下さい。

(福武直記)

* * * * *

前号に掲載しました本研究叢書の刊行要領の要点をあげますと、一、仮称「村落社会調査研究叢書」は、村落社会研究会の調査報告シリーズとして、年に一冊くらいの予定で随時刊行し、第一冊第二冊と番号をふって出版する。

一、原稿枚数四百枚以内、約二百頁の大きさとし、各冊ごとに、題目をかけた出版物とする。たとえば、「村野勉『村落社会の変動過程——長野県南安曇郡豊科町——』」(村落社会調査研究叢書、第一冊)という形で出版する。

一、著者に対しては、原稿料、印税を支払わない。利益が生じたばあいは、刊行基金にかえしてもらうこととする。

「五十になつたら、野良あるきをやめて、大藏經を読もう」。これが年来の宿願であった。宗教社会学への復帰である。それがコト志と違つて、去年は漁村も含めて、八ヵ所も野良へ出掛けてしまつた。いわゆる、末子相続の調査である。人相も彼らと同化して、いよいよ学者ヅラとは離れていく気がしてならない。

末子相続なんて、なぜそんなものをやる了見をおこしたのか。よく訊かれるのだが、こう言わると大変弱い。九州に住みついて十七年になる。それにこの慣行が九州の西南部にゴロゴロある。そういういやな学生部長も満期となつた。「一丁やってみるか」ということのようだ。

いろいろなことが分りかけてきた。私ははじめ末子相続とは、末子が家督相続人になる制度かと思っていた。外国の本でも、「Ultimogeniture」をこう説明しているものが多い。が、私の見聞の限りでは、そうではない。相続人は、末子ではなくたつてよい。長男も出てくるし、仲兄も現われる。要するに男の子なら誰れでもかまわない。長子家督のように、相続人を長男に限定しない。違うのは、この点だけである。

それから「家督相続人」といつたが、末子相続では、この「家督」したがつて「家」という考え方には、きわめて薄い。ちょっとと考えてもわかる。弟や末子があととりになつて、家権威の保てるはずがない。それに親の財産は、男子のあいだで分けてしまう。しかもその分配は、均等に近い。本家の庇護、分家の隸属なんて形が現われ

るはずがない。親のトムライには、た長男がのこのこ香典を持つてやつてくる。妙な姿である。

ところでこうした相続形態の新旧の問題だが、一部の人たちはこう考へてゐる。つまり長子家督が法制化・制度化されるまでは、むしろこの形が一般ではなかつたか、といふのである。斯界の草分け、中川善之助先生あたりもそのようだし、民族学の人たちは、これを「古民文化」と呼んでゐる。まあ新旧の問題は、その簡単に片づ

事務局引継ぎ後の主な手事を報告しておきますと、前回の研究通信五九号八頁の印刷が七、七〇〇円（会員名簿六頁は印刷社のサービス）、送料が三、三〇〇円、封筒が一、五〇〇円（但し封筒は約四回分です）。滞納会費納入の意向を問い合わせたハガキ代が七〇〇円、一月一一日の研究会会場費が一、二〇〇円といったところであります。研究通信一回の経費のおおよそは一万一千円と考えてよいと思

金言報告

くとは思えない。私が興味を持つのは、次の点である。なぜこの地方の人たちは、長子家督という強制法規にもかかわらず、いわゆる末子相続を守ってきたのであるか。これを「抵抗」と割切ってしまふのはたやすいけれど、そんなものもあるまい。大藏經はしばらく綱上げにして、今年も野良あるきとなりそうだ。(四三一、一一記)

研究通信五九号でお知らせした未納会費の整理方針によって、未納会員への督促をおこなった結果、次表に示すように納入がすすみました。ただしの中には、滞納整理ではない正常な納入も含まれています。このほか納入の意志表示があつてまだ送金のないケースが多数ありますので、それらが完納されれば会計事情は一挙に好転する見込みです。

なお、以前からそのように取計ってきたことですが、会費納入の際は領収書を発行せず、研究通信に掲載することによってそれに代えることになっていきますのでご了承下さい。また今回の研究通信に振替用紙を同封しますので会費送金をご利用下さい。

金寶入金 (42年12月1日～43年2月2日)

月 日	氏 名	金 額	摘要
12. 4	木原 郎衛	1,500円	41年度分まで
12. 6	太兵衛	2,100円	上同
12. 7	謙夫	2,600円	上同
12. 8	久矢	1,500円	上同
12. 11	平之郎	2,300円	上同
12. 12	治照	1,500円	上同
12. 18	彦夫	2,600円	42年度分まで
"	勝博	1,500円	上同
"	勝利	1,500円	上同
"	三政	2,800円	43年度分まで
"	政芳	2,000円	41年度分まで
"	正幸	1,500円	43年度分まで
"	武	1,500円	42年度分まで
12. 20	三室	3,400円	42年度分まで
12. 21	吉松	2,000円	41年度分まで
12. 22	飯塚	3,500円	42年度超過納入で。ただし
"	甲室	2,000円	42年度分まで
"	岩野	2,000円	41年度分まで
12. 25	田崎	2,000円	同上
1. 9	塚口	500円	42年度分まで
1. 11	中田	1,000円	43年度分まで
2. 2	中嶋	2,600円	41年度分まで
	上堀		
	西河		
	及川		
	山崎		
	黒崎		
	岡姫		
	計	43,900円	

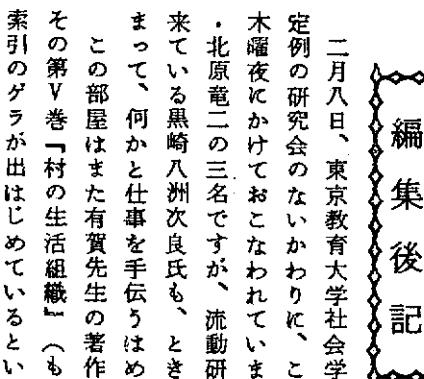
【近日会費納入予定】

なお、昭和四一年度分までの会費納入残額につき近く御払込みいただけるとの御返辞のあつた方々は、前記既払込みのほか一六名あり、金額にして三二、二〇〇円を期待できるはずです。

会員名簿の訂正と変更

前回の研究通信に添えました会員名簿刊行後、ご連絡のあった変更を改めてお知らせいたします。なお、牛島盛光氏の場合、四月に所属機関変更のご通知をうけていたにもかかわらず、事務の手違いで会員台帳への記載がおくれていたものです。お詫びして訂正いたします。

牛島 盛光	熊本商科大学
内山 政照	国分寺市東元町一一三一一一四
勝又 猛	山形大学教養部
河村 望	東京都文京区日比谷一一二五一八
酒井 俊二	東洋大学社会学部大学院
篠原 武夫	東京医科歯科大学教養部
島田幸三郎	東京農業大学
高倉新一郎	東京都西多摩郡羽村町羽二〇一
中川喜代子	北海学園大学経済学部
中村治兵衛	大阪市東住吉区山坂町一一〇九山坂コーポA四〇二
花島政三郎	福岡市飯倉町地八二
	東京都北多摩郡柏江町和泉九五三一一二



二月八日、東京教育大学社会学研究室では学年末試験期に入つて

定例の研究会のないかわりに、このところ村研事務局の仕事が毎週木曜夜にかけておこなわれています。メンバーは中野卓・柿崎京一・北原章二の三名ですが、流動研究員としてこの三月まで当大学に

来ている黒崎八洲次良氏も、ときには顔をみせるたびに、ここにつかまって、何かと仕事を手伝うはめになってくれます。

この部屋はまた有賀先生の著作集の編集室にもなっており、いまその第V巻「村の生活組織」(もとの「村落生活」)の三校が終り索引のグラが出来はじめているというところです。

堀口 貞幸 長野県伊那弥生ヶ丘高校

松原 治郎 東京大学教育学部

皆川 勇一 千葉大学教育学部

東京都北区王子六一六RB二〇五

矢木 明夫 仙台市荒巻笠塙上二一四三

山本 英治 三鷹市牟礼四一一一 東京女子大学住宅

山本 陽三 山口大学文理学部

米村 昭二 岡山大学教育学部